

毎週火、金曜日発行(但休日に行なうときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇ 条例
  - 職員給与に関する条例の一部改正
  - 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
  - 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
  - 寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正
  - 昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例
  - 学校医公務災害補償に関する条例
  - 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正
  - 職員定数の特例に関する条例
  - 鳥取県中小企業審議会設置条例
  - 鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例

## 条 例

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに

- 計量単位の統一に伴う関係条例の整備に関する条例
- 鳥取県旅館業施設衛生措置基準等に関する条例
- 鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例の一部改正
- 鳥取県木炭検査条例の一部改正
- 鳥取県自転車登録条例を廃止する条例
- 鳥取県中小企業調停審議会の組織及び運営に関する規則
- 旅館業法施行細則
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部改正
- 自転車登録条例による登録証及び登録番号標の廃止
- 専決処分事項指定の一部改正
- ◆ 告示
  - ◆ 人委規則
    - 通勤手当支給に関する規則
    - 管理職手当に関する規則
    - 職員給与の調整額に関する規則の一部改正

に公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十二号

職員に給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「扶養手当」の下に、「通勤手当」を加える。

第二条第一項中「扶養手当」の下に、「通勤手当」を加える。

第十条を次のように改める。

(通勤手当)

第十条 通勤手当は、左に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、且つ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機

関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(前号の規定に該当する職員及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。)

2 前項第一号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額額は、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額から百円を控除した額とする。但し、その額が六百円をこえるときは六百円とし、通勤のため交通機関等を利用する外、あわせて自転車等を使用することを常例とする職員についてその額が百円に満たないときは百円とする。

3 第一項第二号に掲げる職員に支給する通勤手当の月

額は、百円とする。

4 前三項に規定するものの外、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に関し必要な事項は人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十三号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように

改正する。

第二条中「扶養手当、」の下に「通勤手当、」を加える。

第三条第一項中「扶養手当、」の下に「通勤手当、」を加える。

第五条を次のように改める。

(通勤手当)

第五条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

二 通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(

前号の規定に該当する職員及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。)

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十四号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する

条例の一部を改正する条例

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「扶養手当、」の下に「通勤手当、」を加える。

第三条第一項中「扶養手当、」の下に「通勤手当、」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

(通勤手当)

第四条の二 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

二 通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(前号の規定に該当する職員及び自転車等を使用しない

で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。)

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十五号

寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

寒冷地手当の支給に関する条例(昭和二十七年七月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。  
別表中

「八頭郡若桜町のうち昭和二十九年二月二十八日における池田村の区域」を「八頭郡のうち若桜町」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年八月三十日より適用する。

昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十六号

昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例(恩給年額の改定)

第一条 昭和二十八年十二月三十一日以前に退職し、又は死亡した鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「条例」という。)上の県吏員等に対し、条例に基き給する退職年金(以下「退職年金」という。)については、昭和三十五年七月分以降、これらの遺族に対

し、条例に基き給する遺族年金のうち条例第二十五条の規定により準用する恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五条第一項第一号に規定する扶助料(以下「普通遺族年金」という。)については同月分以降、その他の遺族年金については昭和三十三年十月分以降、その年額を、その年額計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、その年額計算の基礎となつてゐる給料年額が四十一万四千円をこえる退職年金及び遺族年金(以下「年金恩給」という。)については、この限りでない。

2 前項の遺族年金の年額を算出する場合において、その年額の基礎となつてゐる給料年額に対応する仮定給料年額が十五万七千二百円をこえるものについては、条例第二十五条の規定にかかわらず、同条の規定により準用する恩給法第七十五条第一項第二号又は第三号に規定する率は、別表第二又は第三の率によるものと

する。

3 第一項の場合において、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。

2 前条の規定により、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた遺族年金で、条例第二十五条の規定により準用する恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)による改正前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までに規定する扶助料のうち、その年額計算の基礎となつてゐる給料年額が七万九千八百円未満のもの年額を改定する場合には、当該給料年額は、七万九千八百円とみなす。

3 前条第一項中「昭和三十五年七月分以降」とあるのは、退職年金又は普通遺族年金を受ける者で、昭和三十三年十月一日において六十五才に満ちてゐるものについては「昭和三十三年十月分以降」と、同日後昭和三十三年五月三十一日までの間に六十五才に満

ちるものについては「六十五才に満ちた日の属する月の翌月分以降」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。この場合において、普通遺族年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が普通遺族年金を受けてゐるときは、そのうちの年長者が六十五才に満ちた月をもつて、その二人が六十五才に満ちた月とみなす。

2 前項の規定により年額を改定された退職年金及び普通遺族年金は、昭和三十五年六月分まで、改定年額との差額の十分の五を停止する。

4 前条 第一条の規定により年額を改定された年金恩給を受ける者(公務傷病年金と併給される退職年金を受ける者並びに遺族年金を受ける妻及び子を除く。)については、その者が六十才に満ちる月までは、改定年額と改定前の年額との差額を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が遺族年金を受けてゐるときは、そのうちの年長者が六十才に満ちる月をもつて、その二人が六十才に満

ちる月とみなす。

5 前条 第一条の規定により年額を改定された普通遺族年金以外の遺族年金は、昭和三十五年六月分まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

(公務傷病年金年額の改定)

6 前条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百二十四号。以下「改正法律」という。)による恩給法第六十五条の改正規定の施行の際現に公務傷病年金を受けてゐる者については、昭和三十三年十月分以降、その年額(同法第六十五条第二項の規定による加給年額を除く。)を改正後の同法別表第二号表による年額に改定する。ただし、改正後の同法別表第二号表による年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2 昭和三十三年十月一日前に給与事由の生じた公務傷病年金の同年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

3 条例第十九条の規定により準用する改正法律による改正後の恩給法第六十五条第六項の規定による加給は昭和三十三年十月分から、改正後の同条第四項及び第五項の規定による加給は昭和三十四年一月分から行う。

第七条 昭和三十四年七月一日前に給与事由の生じた公務傷病一時金の計算については、同日以降も、なお従前の例による。

第八条 この条例の規定による恩給年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

第九条 この条例の規定により恩給年額を改定する場合において、この条例の規定により算出して得た恩給年額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額をもつてこの条例による改定年額とする。ただし、その端数を切り捨てた金額が改定前の年額を下ることとなるときは、この限りでない。

(多額所得による恩給停止)

第十条 昭和三十三年十月一日前に給与事由の生じた退

職年金については、条例第二十三条ノ二の規定により準用する改正法律による改正後の恩給法第五十八条の四第一項の規定にかかわらず、改正前の同項の規定の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例中、第七条の規定は昭和三十四年七月一日から、附則第二条の規定は昭和三十五年七月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。ただし、第一条から第六条まで、第十条及び別表第一から第三までの規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

第二条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「および遺族扶助料を受ける子」を「並びに遺族扶助料を受ける妻及び子」に改める。

別表第一

恩給年額計算の基礎となつてゐる給料年額

六四、八〇〇円
六六、六〇〇
六八、四〇〇
七〇、二〇〇
七二、〇〇〇
七四、四〇〇
七六、八〇〇
七九、八〇〇
八二、八〇〇
八五、八〇〇
八八、八〇〇
九一、八〇〇
九四、八〇〇
九七、八〇〇
一〇〇、八〇〇

仮定給料年額

七〇、八〇〇円
七二、六〇〇
七四、四〇〇
七六、八〇〇
七九、二〇〇
八二、八〇〇
八六、四〇〇
九〇、〇〇〇
九三、六〇〇
九七、二〇〇
一〇〇、八〇〇
一〇四、四〇〇
一〇八、〇〇〇
一一一、六〇〇
一一五、二〇〇

一〇三、八〇〇
一〇七、四〇〇
一一一、〇〇〇
一一四、六〇〇
一一八、二〇〇
一二三、〇〇〇
一二七、八〇〇
一三三、二〇〇
一三八、六〇〇
一四四、〇〇〇
一四九、四〇〇
一五四、八〇〇
一六〇、八〇〇
一六八、〇〇〇
一七五、二〇〇
一八二、四〇〇
一八九、六〇〇
一九六、八〇〇

一二〇、〇〇〇
一二四、八〇〇
一二九、六〇〇
一三四、四〇〇
一三九、二〇〇
一四五、二〇〇
一五一、二〇〇
一五七、二〇〇
一六〇、七〇〇
一六六、七〇〇
一七二、六〇〇
一七八、六〇〇
一八一、九〇〇
一九〇、一〇〇
一九八、二〇〇
二〇六、四〇〇
二一四、六〇〇
二二二、七〇〇

二〇五、二〇〇	二三一、一〇〇
二一三、六〇〇	二二六、三〇〇
二二二、〇〇〇	二四四、七〇〇
二三〇、四〇〇	二五三、九〇〇
二四〇、〇〇〇	二六三、五〇〇
二四九、六〇〇	二七三、一〇〇
二五九、二〇〇	二八二、七〇〇
二六八、八〇〇	二八六、二〇〇
二七九、六〇〇	二九七、〇〇〇
二九〇、四〇〇	三〇九、〇〇〇
三〇一、二〇〇	三二一、〇〇〇
三一四、四〇〇	三三四、二〇〇
三二七、六〇〇	三四七、四〇〇
三四〇、八〇〇	三五六、六〇〇
三五四、〇〇〇	三六九、八〇〇
三六七、二〇〇	三七五、一〇〇
三八二、八〇〇	三九一、〇〇〇
三九八、四〇〇	四〇六、八〇〇

二三一、一〇〇	四一四、〇〇〇
二二六、三〇〇	四二二、六〇〇
二四四、七〇〇	
二五三、九〇〇	
二六三、五〇〇	
二七三、一〇〇	
二八二、七〇〇	
二八六、二〇〇	
二九七、〇〇〇	
三〇九、〇〇〇	
三二一、〇〇〇	
三三四、二〇〇	
三四七、四〇〇	
三五六、六〇〇	
三六九、八〇〇	
三七五、一〇〇	
三九一、〇〇〇	
四〇六、八〇〇	

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が六四、八〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千九十二倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定給料年額とする。

別表第二

仮定給料年額	
四二二、六〇〇円	一八、五割
二七三、一〇〇円以上	一九、〇割
四〇六、八〇〇円以下	二〇、〇割
一六〇、七〇〇円以上	二〇、〇割
二六九、四〇〇円以下	

率  
一八、五割  
一九、〇割。ただし、仮定給料年額が二七三、一〇〇円以上二八二、七〇〇円以下のものにあつては、二八六、二〇〇円を仮定給料年額とみなして、この割合による。

別表第三

仮定給料年額	
四二二、六〇〇円	一三、九割
二七三、一〇〇円以上	一四、三割
四〇六、八〇〇円以下	一五、〇割
一六〇、七〇〇円以上	
二六九、四〇〇円以下	

率  
一三、九割  
一四、三割。ただし、仮定給料年額が二七三、一〇〇円以上二八二、七〇〇円以下のものにあつては、二八六、二〇〇円を仮定給料年額とみなして、この割合による。

学校医公務災害補償に関する条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十七号

学校医公務災害補償に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 補償の範囲、金額及び支給方法等（第四条―

第十五条

第三章 雑則（第十六条・第十七条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、県立の学校並びに市町村立の小学校及び中学校の学校医（以下「学校医」という。）の法第三条に規定する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「実施機関」とは、県立の学校の学校医に關しては県教育委員会、その他の学校医に關しては市町村の教育委員会をいう。

(通知)

第三条 学校医の負傷、疾病、廃疾又は死亡が公務上の

ものであるときは、実施機関は、法第三条に規定する補償を受けるべき者に対して、その者が法によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

第二章 補償の範囲、金額及び支給方法等

(補償基礎額)

第四条 法第三条に規定する補償(療養補償を除く。)は、補償基礎額を基礎として行う。

2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日における当該学校医の医師としての経験年数に依りて、別表第一に定める額による。

3 次の各号の一に該当する者で、学校医の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医について

は、前項の規定による金額に、第一号に該当する者については二十円を、第二号から第五号までの一に該当する者については一人につき十三円(満十八歳未満の子のうち一人については、二十円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 満十八歳未満の子及び孫

三 満六十歳以上の父母及び祖父母

四 満十八歳未満の弟妹

五 不具廃疾者

(療養補償)

第五条 療養補償は、学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合において、当該学校医に対して、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給して行

う。

(療養及療養費の支給)

第六条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるも

のであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

2 県及び市町村は、その経営する医療機関若しくは薬局又は実施機関があらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第一号から第四号までの療養を行

(休業補償)

第七条 休業補償は、学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医に対して、その収入を得ることができない期間、一日につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給して行

う。

(障害補償)

第八条 障害補償は、学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なかつた場合において、別表第二に定める程度の身体障害が存するとき、当該学校医に対して、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給して行

う。

2 別表第二に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に應ずる等級による。

3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち学校医に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場

合には、前項の規定による等級の一級上位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場

合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

4 前項の場合の障害補償の金額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえてはならない。

5 すでに身体障害のある学校医が公務上の負傷又は疾病によつて、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その障害補償の金額から従前の障害に應ずる障害補償の金額を差し引いた金額をもつて障害補償の金額とする。

(遺族補償)

第九条 遺族補償は、学校医が公務上死亡した場合において、当該学校医の遺族に対して、補償基礎額の千倍に相当する金額を支給して行う。

(遺族の範囲等)

第十条 遺族補償を受けることができる学校医の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、学校医の死亡当時事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- 二 子、父母、孫及び祖父母で学校医の死亡当時主と

してその収入により生計を維持していたもの  
三 前二号に掲げる者のほか、学校医の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者  
四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 学校医が遺言又はその所属する学校を管理する教育委員会に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

第十一条 遺族補償を受けるべき同順位の方が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行ふものとする。

(葬祭補償)

第十二条 葬祭補償は、学校医が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、補償基礎額の六十倍に相当する金額を支給して行う。

(打切補償)

第十三条 療養補償を受ける学校医が療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切補償として、補償基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 打切補償を行つた場合においては、その後における法第三条に規定する補償は、行わない。  
(補償の分割)

第十四条 障害補償又は遺族補償を受けるべき者が希望する場合には、第八条及び第九条の規定にかかわらず、補償基礎額に別表第三に定める倍数を乗じて得た金額を、六年にわたつて毎年支給することができる。

2 補償の分割支給を開始した後、障害補償又は遺族補

償を受けるべき者が希望する場合には、すでに支払つた補償が何年分であるかの区分に応じ、別表第四に掲げる倍数を補償基礎額に乗じて得た額を、その残額を支給する月の翌月から次の分割支給を行うべきであつた月までの月数について、一月二厘五毛の割合で割り引いた額を一時に支給することができる。

(休業補償及び障害補償の例外)

第十五条 学校医が公務上負傷し、又は疾病にかつた場合において、当該負傷又は疾病が当該学校医の重大な過失によるものであるときは、第七条及び第八条の規定にかかわらず、休業補償及び障害補償を行わないことができる。

第三章 雑 則

(報告、出頭等)

第十六条 実施機関は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせるこ



とができる。

(規則等への委任)

第十七条 この条例の実施に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

別表第一 補償基礎額表

医師としての 経験年数	五年未満	五年以上 一〇年未満	一〇年以上 一五年未満	一五年以上 二〇年未満	二〇年以上 二五年未満	二五年以上
補償基礎額	二八四円	四一五円	五八二円	七八七円	九九六円	一、一六三円

備考

- 一 医師としての経験年数は、医師の免許を取得した後のものとする。
- 二 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師としての経験年数に加え年数を医師としての経験年数とみなして、この表を適用する。
  - (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十号)による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 一年
  - (二) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 三年
  - (三) 旧大学令による大学院又は研究科の特別研究生の第一期の課程を修了した者 一年
  - (四) 旧大学令による大学院又は研究科の特別研究生の第二期の課程を修了した者 四年
- 三 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師としての経験年数から減じた年数を医師として

附則

この条例は、公布の日から施行し、法の施行の日(昭和三十三年八月三十日)から適用する。

の経験年数とみなして、この表を適用する。

- (一) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が五年のもの卒業した者 二年
- (二) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が四年のもの卒業した者 三年
- (三) 前二号に該当しない者については、公立学校の学校の医の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十三年政令第二百八十三号。以下「政令」という。)別表第一備考第四号の規定に基づき文部大臣の定めるところにより、前二号に準じて医師としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかつた者及び政令別表第一備考第四号の規定に基づきこれと同程度の者として文部大臣が指定する者については、この限りでない。

別表第二 障害補償表

等級	倍	数	身体	障害
第一級	一、三四〇		一	両眼が失明したもの
			二	咀嚼及び言語の機能が失われたもの
			三	精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
			四	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
			五	半身不随となつたもの
			六	両上肢をそれぞれひじ関節以上で失つたもの
			七	両上肢が用をなさなくなつたもの
			八	両下肢をそれぞれひざ関節以上で失つたもの
			九	両下肢が用をなさなくなつたもの

第六級	六七〇	<p>一 一 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの</p> <p>五 一 上肢の三大関節のうちいずれか二関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>六 一 下肢の三大関節のうちいずれ</p>
第七級	五六〇	<p>一 一 眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四〇センチメートル以上では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>三 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 片手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさ</p>

第二級	一、一九〇	<p>一 一 眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>二 両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>三 両上肢をそれぞれ腕関節以上で失つたもの</p> <p>四 両下肢をそれぞれ足関節以上で失つたもの</p>
第四級	九二〇	<p>一 一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>四 一 上肢をひじ関節以上で失つたもの</p> <p>五 一 下肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>六 両手のすべての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの</p>
第三級	一、〇五〇	<p>一 一 眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能が失われたもの</p> <p>三 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p>
第五級	七九〇	<p>一 一 眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p>

第八級	
四五〇	
<p>し指をあわせ片手の三本以上の指を失つたもの</p> <p>六 片手のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 片足をリスフラン関節以上で失つたもの</p> <p>八 両足のすべての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>九 女子の外貌が著しく醜くなつたもの</p> <p>一〇 両側の睪丸を失つたもの</p> <p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・二以下に減じたもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p>	
第九級	
三五〇	
<p>四 おや指をあわせ片手の二本の指を失つたもの</p> <p>五 片手のおや指及びひとさし指が用をなさなくなつたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ片手の三本以上の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>六 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>七 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 一下肢の三大関節のうちいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>九 一上肢に仮関節を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に仮関節を残すもの</p> <p>一一 片足のすべての指を失つたもの</p> <p>一二 脾臓又は一方の腎臓を失つたもの</p> <p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・六以下</p>	

<p>に減じたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>三 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 鼓膜の全部の欠損その他により一方の耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>八 片手のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ片手の二本の指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の三本の指を失つたもの</p> <p>九 おや指をあわせ片手の二本の指が</p>	
第一級	二七〇
<p>用をなさなくなつたもの</p> <p>一〇 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失つたもの</p> <p>一一 片足のすべての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一二 生殖器に著しい障害を残すもの</p> <p>一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>三 一四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 鼓膜の大部分の欠損その他により一方の耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解するこるがでない程度に減じたもの</p> <p>五 片手のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の片手</p>	

級第二	一四〇	<p>八 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>九 胸腹部臓器に障害を残すもの</p> <p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したものである</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管状骨に奇形を残すもの</p>
級第二	九〇	<p>九 片手のなか指又はくすり指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一〇 片足の第二足指を失つたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失つたもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失つたもの</p> <p>一一 片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一二 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>一三 男子の外貌が著しく醜くなつたもの</p> <p>一四 女子の外貌が醜くなつたもの</p> <p>一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>三 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまっげを残すもの</p>

級第二	二〇〇	<p>の二本の指を失つたもの</p> <p>六 片手のおや指が用をなさなくなつたもの、ひとさし指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の三本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>八 片足の第一足指又は他の四本の指を失つたもの</p> <p>九 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
級第二	二〇〇	<p>一 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたにそれぞれ著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 鼓膜の中等度の欠損その他により一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上では普通の話声を解することのできない程度に減じたもの</p> <p>五 脊柱に奇形を残すもの</p> <p>六 片手のなか指又はくすり指を失つたもの</p> <p>七 片手のひとさし指が用をなさなくなつたもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の二本の指が用をなさなくなつたもの</p>

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二 手の指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 手の指が用をなさなくなつたものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足の指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足の指が用をなさなくなつたものとは、第一足指は末節の半分以上、その他の指は末関節以上を失つたもの又は中足指関節若しくは第一指関節（第一足指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の身体の障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

遺族補償	別表第三 分割補償	
	種別	等級
	障害補償	第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一〇級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級
		第七級
		第八級
		第九級
		第一四級
		第一級
		第二級
		第三級
		第四級
		第五級
		第六級

別表第四 分割補償残額一時払表

障 害 補 償	別 種		等 級	倍 数				
	分 区			すでに支払つた補償が一年分のとき	すでに支払つた補償が二年分のとき	すでに支払つた補償が三年分のとき	すでに支払つた補償が四年分のとき	すでに支払つた補償が五年分のとき
第一級	第一級	第二級	第一級	一、一三二	九一九	六九九	四七三	二四〇
第二級	第一級	第二級	第二級	一、〇〇五	八一五	六二一	四二〇	二一三
第三級	第一級	第二級	第三級	八八七	七〇二	五四八	三七一	一八八
第四級	第一級	第二級	第四級	七七四	六二八	四七八	三二三	一六四
第五級	第一級	第二級	第五級	六七〇	五四四	四一四	二八〇	一四二
第六級	第一級	第二級	第六級	五六六	四五九	三五〇	二二七	一一〇
第七級	第一級	第二級	第七級	四七二	三八三	二九一	一九七	一〇〇
第八級	第一級	第二級	第八級	三七七	三〇六	二三三	一五八	八〇
第九級	第一級	第二級	第九級	二九七	二四一	一八四	一二四	六三
第一〇級	第一級	第二級	第一〇級	二二六	一八四	一四〇	九五	四八
第一二級	第一級	第二級	第一二級	一七〇	一三八	一〇五	七一	三六
第一三級	第一級	第二級	第一三級	一一八	九六	七三	四九	二五

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル

条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「若クハ、ろう、学校ノ校長」を「、ろ、学校若クハ幼稚園ノ校長、園長」に改める。  
第三条ノ二第二号中「若クハ、ろう、学校ノ助教諭」を

「、ろ、学校若クハ幼稚園ノ助教諭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十四年一月十二日から適用する。

職員定数の特例に関する条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十九号

職員定数の特例に関する条例

知事、議会及び教育委員会の事務部局、電気局並びに県警察に置く職員（特別職の職員、教育長、臨時又は非

常勤の職員及び警察官を除く。以下同じ。)の定数(警察職員については「定員」とする。以下同じ。)は、当分の間、鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号。以下「定数条例」という。)及び鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号。以下「定員条例」という。)の規定にかかわらず、これらの条例により定めるそれぞれの定数に、知事が別に定める人数を加えた数とする。この場合において、知事が別に定める人数の合計は、一七二人をこえてはならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 定数条例及び定員条例に定める知事、議会及び教育委員会の事務部局、電気局並びに県警察の職員の定数は、昭和三十四年三月三十一日までの間に、この条例の規定により知事が別に定める人数を加えて改正するよう措置するものとする。

鳥取県中小企業調停審議会設置条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十号

鳥取県中小企業調停審議会設置条例

中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第八十一条第二項の規定に基き、同法第八十二条の規定による組合協約に関する重要事項及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の二の二の規定による団体協約に関するあつせん又は調停について調査審議するため、鳥取県中小企業調停審議会を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十一号

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例

農業改良助長法(昭和三十三年法律第六十五号)第十四条の四第三項の規定により、鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を次のとおり定める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
岩美東部農業改良普及所	岩美郡岩美町	岩美郡のうち岩美町及び福部村
岩美西部農業改良普及所	岩美郡国府町	岩美郡のうち国府町及び津ノ井村
鳥取農業改良普及所	鳥 取 市	鳥取市全域
八頭東部農業改良普及所	八頭郡丹比村	八頭郡のうち若桜町、丹比村及び八頭村
八頭西部農業改良普及所	八頭郡河原町	八頭郡のうち用瀬町、河原町及び佐治村
八頭中部農業改良普及所	八頭郡家町	八頭郡のうち家町及び船岡町
八頭南部農業改良普及所	八頭郡智頭町	八頭郡のうち智頭町
気高農業改良普及所	気高郡気高町	気高郡全域
東伯東部農業改良普及所	東伯郡羽合町	東伯郡のうち泊村、東郷町及び羽合町
東伯中部農業改良普及所	東伯郡大栄町	東伯郡のうち北条町、由良町及び大栄町

東伯西部農業改良普及所  
東伯南部農業改良普及所  
倉吉農業改良普及所  
西伯東部農業改良普及所  
西伯中部農業改良普及所  
西伯西部農業改良普及所  
西伯南部農業改良普及所  
米子農業改良普及所  
日野北部農業改良普及所  
日野南部農業改良普及所

東伯郡赤碕町  
東伯郡三朝町  
倉吉市  
西伯郡名和町  
西伯郡淀江町  
西伯郡伯仙町  
西伯郡会見町  
米子市  
日野郡江府町  
日野郡伯南町

東伯郡のうち東伯町及び赤碕町  
東伯郡のうち三朝町  
倉吉市全域及び東伯郡のうち関金町  
西伯郡のうち中山町及び名和町  
西伯郡のうち大山町及び淀江町  
西伯郡のうち岸本町、伯仙町及び日吉津村  
西伯郡のうち西伯町及び会見町  
米子市及び境港市全域  
日野郡のうち溝口町、江府町及び根雨町  
日野郡のうち伯南町、高宮村、黒坂町、福栄村、石見村及び多里村

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用する。

計量単位の統一に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

昭和三十二年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十二号

計量単位の統一に伴う関係条例の整備に関する条例

(境港魚揚施設使用料条例の一部改正)

第一条 境港魚揚施設使用料条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五貫」を「二十キログラム」に改める。

(鳥取県魚市場条例の一部改正)

第二条 鳥取県魚市場条例(昭和二十五年四月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「四十坪」を「百三十平方メートル」に改める。

(鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部改正)

第三条 鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表、(機械設備使用料)の一繊維部門中「一〇反」を「五五メートル」に、「二〇〇ポンド」を「一〇〇キログラム」に改め、(手数料)の二試験又は研究中「一〇ヤード」を「一〇メートル」に改め、四調整加工、織物原料の加工調整中「十ポンド」を「五キログラム」に、「一ポンド」を「五〇〇グラム」に、「一

一反」を「一〇メートル」に、「一〇ヤード」を「一〇メートル」に改め、製綿加工料中「十貫まで 一貫につき 一〇〇円」を「一キログラムにつき 三五円」に改め、刃物研磨中「二四インチ以下各種鉋刃 一枚につき 二五円」を「六一センチメートル以下各種鉋刃の厚さ六ミリメートル以下 一枚につき 二〇円」に、「二四インチ」を「六一センチメートル」に、「一八インチ」を「四六センチメートル」に、「七インチ」を「一八センチメートル」に改める。

(鳥取県繭検定所手数料条例の一部改正)

第四条 鳥取県繭検定所手数料条例(昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一貫匁」を「三、七五キログラム」に改める。(鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部改正)

第五条 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手



数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。  
別表、試験の部、五食品衛生試験検査の2乳汁及び乳製品検査中「二ポンド」を「一キログラム」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十四年一月一日から施行する。

鳥取県旅館業施設衛生措置基準等に関する条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十三号

鳥取県旅館業施設衛生措置基準等に関する条例

鳥取県旅館業施設措置の基準に関する条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第二十一号）の全部を次のように改正する。

(目的)

第一条 この条例は、旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号。以下「法」という。）第四条第二項の規定

による営業施設の換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準並びに法第五条第三号の規定による宿泊を拒むことができる事由を定めることを目的とする。

(換気)

第二条 営業施設については、次の換気措置を講じなければならぬ。

一 客室、応接室、廊下、食堂、玄関、浴室、洗面所及び便所には、窓又は適当な換気設備を設けること。

二 前号の換気設備の開口部は常に開放しておくこと。

(採光及び照明)

第三条 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる基準を有しなければならない。

一 客室、応接室及び食堂は、外気に面し、室面積の八分の一以上に相当する面積を開放できるように

し、じゅうぶん採光ができる構造であること。

二 客室、応接室、食堂、玄関、浴室、洗面所及び便所等の照明は四十ルクス以上にする。

三 廊下及び階段の照明は、常時二十ルクス以上の照度を有すること。ただし、深夜においては、十ルクス以上の照度とすることができる。

(防湿)

第四条 営業施設については、次の防湿措置を講じなければならぬ。

一 浴場、洗面所、便所その他常時水を使用するところは、コンクリート、タイルその他不透水性材料を使用し、排水に支障をきたさないようにしておくこと。

二 排水溝は流通をよくし、汚水及び雨水の排水に支障をきたさないようにしておくこと。

三 床下の通風を良好にしておくこと。

(清潔)

第五条 営業施設については、次の清潔措置を講じなければならぬ。

一 ふとん及びまくらには、清潔なふとんえり、敷布及びおおいを用いること。  
二、浴衣、えりかけ、まくらおおい及び敷布は、一宿泊者ごとに洗たくしたものをを用いること。  
三 ふとん、まくら及びたんぜんは、随時日光消毒すること。

四 便所及び下水溝等には、そ族昆虫の防除装置を施し、その駆除に努めること。

五 便所には、専用流水式手洗設備を設けること。

六 洗面の湯水は、じゅうぶん補給ができるようあらかじめ準備しておくこと。

七 浴場、廊下その他適当な場所に紙くずかご及びたんつばを設けること。

(収容定員)

第六条 客室には、次の各号に定める施設について、それぞれ当該各号に定める割合をこえて客を収容してはならない。

一 ホテル営業、旅館営業及び下宿営業

客室の有効面積三平方メートルについて 一人  
二 簡易宿所営業  
客室の有効面積一、五平方メートルについて 一人

2 季節的状况、地理的状况その他の事由で前項の基準により難い場合において、公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めるときは、前項の基準を緩和することができる。  
(浴室の管理及び衛生)

第七条 浴室については、次の措置を講じなければならぬ。  
一 浴室は外部から見とおすことのできないようにし、湯気抜窓を設けて滴水落下防止の措置を講じ、浴そうの湯は常に満水にし、かつ、あがり湯又はあがり水をじゆうぶん補給できるようあらかじめ準備しておくこと。

二 浴そうの湯水は、毎日あらたなものに取り替えること。ただし、温泉で源泉が直接浴そうにあるものはこの限りでない。

(宿泊者を拒むことができる事由)  
第八条 営業者は、法第五条第三号の規定により、宿泊しようとする者が次の各号の一に該当する場合は、その宿泊を拒むことができる。

一 酔者その他暴行のおそれがあるもので、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。  
二 身体被服等が不潔で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 この条例施行の際現に営業中の者は、この条例施行の日から一年以内に第三条第一号の事項に適合するよう措置しなければならない。

鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和三十三年十月十五日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十四号

鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「第十六条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

鳥取県木炭検査条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和三十三年十月十五日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十五号

鳥取県木炭検査条例の一部を改正する条例  
鳥取県木炭検査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を削る。  
第七条表中、正味量目区分の欄を次のように改める。

正 味 量	区 分 目
六キログラム未満	
六キログラム以上一キログラム未満	
一キログラム以上一六キログラム未満	
一六キログラム以上三一キログラム未満	
三一キログラム以上	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県自転車登録条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十六号

鳥取県自転車登録条例を廃止する条例

鳥取県自転車登録条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第六十一号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県中小企業調停審議会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十八号

鳥取県中小企業調停審議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第一条 鳥取県中小企業調停審議会(以下「審議会」という。)の運営については、別に定があるもののほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第二条 審議会は、会長及び委員六人をもつて組織する。

2 会長及び委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 中小企業者を代表する者
- 二 一般消費者及び労働者を代表する者
- 三 学識経験者

(会長)

第三条 会長は会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第四条 会長は、知事の諮問を受けたときは、会議を招集しなければならない。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、会日の七日前までに、審議事項を記載した文書をもつて委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(会議)

第五条 会議の議長は、会長をもつてあてるものとする。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決)

第六条 会長は、会議が定足数に達しないため開くことができず、再度招集しても、なお開くことができないときは、書面をもつて意見を求め、又は賛否を

問い、その結果をも審議会の議決とすることができる。

(会議録)

第七条 会長は、審議会の会議が終了したときは、すみやかに会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 前項の会議録には、会長及び出席委員二人以上が署名押印しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十九号

旅館業法施行細則

旅館業法施行細則(昭和二十四年五月鳥取県規則第四十二号)の全部を改正する。

旅館業法施行細則

(規則の趣旨)

第一条 旅館業法(昭和二十三年法律百三十八号。以下「法」という。)の施行に関しては、旅館業法施行令(昭和二十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。)及び旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。)及び鳥取県旅館施設衛生措置基準等に関する条例(昭和三十三年鳥取県条例第四十三号。以下「条例」という。)によるほか、この規則の定めるところによる。

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第二条 政令第一条第一項第十号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 玄関、公室及び食堂を有すること。
- 二 客に応接し及び宿泊者名簿に記入等させることのできる玄関帳場を有すること。
- 三 寝具を収納する設備を有すること。
- 四 寝具は定員以上備え、宿泊者の需要をじゆうぶん

満たすものであること。  
五 浴室には使用者ごとに用水をとり替えることのできる浴そうを設け、適当な広さの脱衣場を設けると。

(旅館営業施設の構造設備の基準)

第三条 政令第一条第二項第九号の規定による旅館営業施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室、廊下等の境は、壁、板戸、ふすまその他これに類するものを用いて区画すること。
- 二 客室には小机及び暖房用の火ばち等の設備を有すること。
- 三 玄関及び帳場を有すること。
- 四 寝具は定員以上備え、宿泊者の需要をじゆうぶん満たすものであること。
- 五 寝具類を収納する設備を有すること。
- 六 浴場を設ける場合は、適当な広さの脱衣場を設けること。

(簡易宿所営業施設の構造設備の基準)

第四条 政令第三条第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の床面積は、四、五平方メートル以上とすること。
- 二 階層式寝台を設ける場合は二層とし、高さ一メートル五十センチメートル以上であること。
- 三 前条の基準は、簡易宿所営業の施設の構造設備について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第五条 政令第一条第四項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の床面積は、おおむね六、五平方メートル以上とすること。
- 二 客室には押入れを有すること。

(施設基準の特例等)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、前四条に規定するもののほか、施設について特別の事項を命

じ、又は土地の状況若しくは業種により、公衆衛生上支障がないと認めた場合は、その基準を緩和することができる。

(営業許可申請)

第七条 法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、別記様式第一号により申請書二通を作製し、所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、営業施設をあらたに建築する場合には、工事着手前に、建築確認書を添付し、既設の建物を転用する場合には、営業開始前に提出しなければならない。

(営業許可証の交付)

第八条 知事は、旅館営業の許可を与えたときは、別記様式第二号による許可証を交付する。

(申請書に記載した事項の変更等の届出)

第九条 省令第二条の規定による届出書は、別記様式第三号により二部作製して、所在地を管轄する保健所長

を經由して知事に提出しなければならない。

2 営業の全部若しくは一部を停止しているもので、再び営業を開始する場合は、十日以内に前項の届出書を提出しなければならない。

3 営業廃止の場合には、第一項の届出書に前条の営業許可証を添えなければならない。

(緩和申請)

第十条 条例第六条第二項の規定による基準緩和の申請は、別記様式第四号により、所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(宿泊者名簿)

第十一条 法第六条第一項に規定する宿泊者名簿の様式は、別記様式第五号によらなければならない。

(営業者の遵守事項)

第十二条 営業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 客室の入口には、室名又は室番号及び収容定員を表示しておくこと。

二 客の見やすいところに所定の宿泊料を表示しておくこと。

三 帳場には、別記様式第六号による営業従事者名簿を備えておくこと。

四 従業者には、年一回以上知事の定める健康診断を受けさせること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

旅館業営業許可申請書

一 申請者の住所

二 申請者の氏名及び生年月日(ふりがなをつける。)(法人にあつては、その名称、事務所の所在地、代表者の住所氏名及び生年月日並びに定款又は寄附行為の写)

三 営業施設の名称及び所在地

四 営業施設が省令第三条第一項に該当の有無(該当するときは、その旨)

五 営業種別(風俗営業その他兼業する場合は、その旨記載すること。)

六 営業施設の概要

1 敷地面積 平方メートル

2 建物面積(延面積を記載すること)平方メートル

3 客室数及び定員数

4 客室の構造

5 客室の別(日本間、洋間の別)

6 食堂の設備の概要

7 洗面所の数、位置及び設備の概要

8 浴室の設備の概要(温泉、白湯の別、数、浴槽の大きさ、脱衣室)

9 便所の数、位置、男女の区分

10 寝具の数

11 建物の見取図

七 法第三条第三項第一号から第三号までに該当することの有無(該当するときは、その内容)

八 管理人を置く場合は、その住所氏名及び生年月日

九 附近おおむね百メートル以内の見取図(学校、幼稚園の有無)

十 営業用の土地建物が他人の所有である場合は、その所有者の承諾書

右のとおり旅館営業の許可を受けたいので、旅館業法第三条第一項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

鳥取県知事 殿

別記様式第二号

第 号

旅館業営業許可証

本 籍

住 所

氏 名

営業場所

営業種別

年 月 日生

申請者 氏 名 印

旅館業法第三条の規定により、旅館営業を許可する。

年 月 日

鳥取県知事

印

別記様式第三号

旅館業法施行規則第二条による届出

- 一 本籍
  - 二 住所
  - 三 氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、事務所の所在地並びに代表者の氏名及び生年月日)
  - 四 届出事項(変更にあつては変更前後の事項及び変更年月日、停止の場合はその予定期間)
  - 五 事由
  - 六 営業許可番号
  - 七 許可年月日
- 右のとおり申請書記載事項を変更(営業の全部若しくは一部を停止又は廃止)したのでお届けします。
- 年 月 日

鳥取県知事

殿

氏 名 印

別記様式第四号

鳥取県旅館業施設衛生措置基準等に関する  
条例第六条による緩和申請書

- 一 施設の所在地
- 二 申請者の住所氏名及び生年月日
- 三 営業施設名
- 四 申請事項

1 事由		
2 期間	自 年 月 日	至 年 月 日
3 室数	現行	置室 置室 置室 置室 計室
	期間中	置室 置室 置室 置室 計室
4 定員	現行	名 名
	期間中	名 名
5 その他		

右のとおり施設基準の緩和を受けたいので申請します。

年 月 日

鳥取県知事

殿

氏 名 印

別記様式第五号

(一) 表紙

昭和 年度 月 月 日から 日まで 第 号 (ページ数)

ホテル (旅簡易宿館下) 宿泊者名簿

所在地

経営者又は管理人氏名

印

(二) 内容

宿泊者名簿

到着年月日	出発年月日	本籍又は住所	氏名	年齢	備考

別記様式第六号

営業従事者名簿

一 氏名	
二 生年月日	
三 本籍	
四 住所	
五 就業年月日	
六 退職年月日	
七 通称	
備考	

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事

遠

藤

茂

鳥取県規則第四十号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第四条中「扶養手当、」の下に「通勤手当、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第四百八十三号

昭和二十五年十二月鳥取県告示第六百十九号（鳥取県自転車登録条例による登録証及び登録番号標の様式について）は、昭和三十三年十月十五日限り廃止する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百八十四号

昭和二十四年四月鳥取県告示第九十三号（知事において専決処分すべき事項を定めるの件）の一部を次のように改正し、昭和三十三年十月十五日から施行する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第五号の次に次の一号を加える。

六 鳥取県契約条例（昭和二十九年四月鳥取県条例第十一号）第五条から第七条までの規定により議会の同意を得た契約を変更する場合において、当該変更による契約金額の変更額が一千万円を越えず、かつ、変更前の契約金額の一割を越えない範囲で又は工期について当該年度を越えない範囲で、当該契約を変更すること。

人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月十五日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

通勤手当の支給に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」といふ。）第十条の規定に基づき、通勤手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第二条 給与条例第十条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署（公署に支所、分室その他これに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもつて勤務公署とする。以下同じ。）との間

を往復することをいう。

2 給与条例第十条及びこの規則に規定する「交通機関等」とは、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいい、「有料の道路」とは法令の規定によりその通行又は利用について料金を徴収する道路（トンネル、橋、道路用エレベーター等で道路と一体となつてその効用を全うするものを含む。）をいう。

3 給与条例第十条に規定する場合の通勤距離は、職員の住居から勤務公署に至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第三条 職員は、新たに給与条例第十條第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、通勤届（別記様式第一）によりその通勤の実情をすみやかに所属長を経由して任命権者（委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同条同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

- 一 任命権者を異にして異動した場合
- 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合
- 2 職員は、前項第二号に掲げる変更により給与条例第十條第一項の職員でなくなつた場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第四條 任命権者は、職員から前條の規定による届出があつたときは、その届出にかかる事実を確認し、その者が給与条例第十條第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改訂しなければならない。

2 任命権者は、届出にかかる事実を確認するため必要と認める場合においては通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)発行証明書(別記様式第二)、居住証明書等の提示又は提出を求めることができる。

(支給範囲の特例)

第五條 給与条例第十條第一項第一号に規定する「交通

機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員」は、次の各号の一に該当する職員で、任命権者が交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

一 住居と勤務公署が、湖又は海を距て、湖又は海を渡ることが通常の通勤方法である職員

二 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)別表第一に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

(運賃等相当額の算出の基準)

第六條 給与条例第十條第二項に規定する運賃等の額に相当する額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

2 二以上の種類を異にする交通機関等乗り継いで通勤する職員の利用する交通機関等のうち、その者の住居又は勤務公署から一キロメートル以内の距離内にお

いてのみ利用する交通機関等は、前條の規定に該当する場合のほか、前項に規定する運賃等の額の算出の基礎となる交通機関等とすることはできない。

第七條 前條第一項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路を異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。但し、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第八條 給与条例第十條第二項に規定する運賃等の額に相当する額は、次の各号による額の総額とする。この場合において、交通機関等の一部について算出した額が七百円以上となる場合は、その余の算出を省略することができる。

一 交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間にかかる最長の通用期間(その期間が三箇月をこえるときは三箇月とする。以下同じ。)の定期券(等級区分があるときは、最低の

等級による。)の価格を最長の通用期間の月数で除して得た額。但し、交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当りの通勤所要回数(以下「交替制勤務者等」という。)について、この額が次の場合による額をこえるときは、同号の場合による額とする。

二 交通機関等が定期券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての通勤二十五回分(交替勤務者等にあつては、平均一箇月当りの通勤所要回数分)の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

三 第七條但書に該当する場合は、往路及び帰路の交通機関等について、前二号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額

2 前項第二号に規定する平均一箇月当りの通勤所要回数は、年間を通じて通勤することとなる回数を十二で除して得た数とする。この場合において一位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。



(交通の用具)

第九条 給与条例第十条第一項第二号に規定する用具は、自転車、原動機付自転車、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項にいう自動車及び舟艇とする。但し、国又は地方公共団体の所有（借用を含む。）に属するものはこのかぎりでない。

(支給の始期及び終期)

第十条 通勤手当は、職員に新たに給与条例第十条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合には、その日から支給を開始し、その者に通勤手当の月額を變更すべき事実が生ずるに至つた場合には、その日から支給額を改訂する。

2 職員が勤務公署を異にして異動した場合及び国又は他の地方公共団体の職員から引き続き採用された場合における前項の規定は、赴任のための期間（本県外については七日、本県内については五日とする。）をこえた日における通勤の実態をもつて発令の日における通勤の実態とみなして適用するものとする。

3 前二項の場合における通勤手当の額は、その月の現日数を基礎として日割によつて計算した額とする。

4 新たに通勤手当の支給を開始し、又はその支給額を増額して改訂する場合において、その届出がこれにかかる事実が生じた日から十五日を経過した後においてなされたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

5 通勤手当は、職員が給与条例第十条第一項の職員たる要件を欠くに至つた場合には、その日以降は支給しない。

(支給できない場合)

第十一条 給与条例第十条第一項の職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。

2 給与条例第十条第一項の職員が休職、停職、欠勤又は専従休暇により月の一部を勤務しないこととなると

きは、当該事由にかかる期間中の通勤手当は支給することができない。

(事後の確認)

第十二条 任命権者は、所属長をして現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第十条第一項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券の提示を求め、又は通勤の実情を实地に調査する等の方法により、随時、確認させなければならない。

(支給方法)

第十三条 この規則に定めるもののほか、通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。但し、一の月の分を翌月の給料の支給期日に支給するものとし、その日までに通勤手当にかかる事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四

月一日から適用する。

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十二号。以下「改正条例」という。）適用の日（在職する職員及び改正条例適用の日の翌日から同条例施行の日以後十五日以内に新たに職員となつた者であつて、改正条例適用の日から同条例施行の日以後十五日以内の期間において、給与条例第十条第一項の職員に該当するものに第十条第四項の規定を適用する場合には、改正条例施行の日から三十日までの間に限り、同条同項中「これにかかる事実が生じた日から十五日」とあるのは「改正条例施行の日から三十日」と読み替えて適用するものとする。

